

見積業者選定経過書

1 業務名	令和元年度 I T ウィンターフォーラム企画・運営業務
2 応募者数	1 者
3 委員会の構成 委員長 委員	長野県テクノ財団 専務理事 " 事務局長 " 総務部門事務局次長 " 新事業企画センター次長 " 信州 I T バレー推進室コーディネータ
4 選定基準	別紙「審査要領」のとおり
5 選定結果 選定された者 評価点集計結果（点数）	一般社団法人長野県経営者協会 78.4 点
6 企画提案を求める具体的 内容	信州 I T バレー構想を発信するための考え方 フォーラムの実施方法及びその内容
7 企画提案で評価された点	高度 I T 人材と県内産業が連携し、I T ビジネスの創出を促すこ とを発信できる計画であること
8 総合的判断	別添「審査要領」に定める最低基準を満たし、事業を実施するに必 要な能力を有すると判断した。

令和元年度 I T ウィンターフォーラム企画・運營業務委託
 公募型プロポーザル審査委員会審査書

評価内容		(一社)長野県経営者協会					
評価項目	配点	評価 ①	評価 ②	評価 ③	評価 ④	評価 ⑤	委員会 評価点
1 現状把握	(10) 点	8	8	8	8	8	8.0
2 知識量	(10) 点	8	8	8	8	6	7.6
3 実施内容	(30) 点	24	24	24	30	24	25.2
4 実施体制	(20) 点	16	16	12	16	12	14.4
5 履行の確実性	(20) 点	20	16	16	16	16	16.8
6 費用の妥当性	(10) 点	6	6	6	8	6	6.4
委員会評価点の合計結果							78.4

(注1) 評価①、②、③、④、⑤欄は各評価者の評価点

(注2) 委員会評価点は、評価①、②、③、④、⑤の平均点

令和元年度 IT ウィンターフォーラム企画・運営事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

令和元年度 IT ウィンターフォーラム企画・運営事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和元年度 IT ウィンターフォーラム企画・運営事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

3 審査委員会の構成等

(1) 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は公益財団法人長野県テクノ財団専務理事が当たる。また副委員長は財団専務理事が指名する者をもって充てる。

	所属	職名	備考
1	長野県テクノ財団	専務理事	委員長
2	長野県テクノ財団	事務局長	1名
3	長野県テクノ財団総務部門	事務局次長	1名
4	長野県テクノ財団新事業企画センター	次長	1名
5	長野県テクノ財団信州 IT バレー推進室	コーディネータ	1名

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

4 審査方法等

(1) 審査対象 提案書及び添付書類

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

5 委託候補者の決定

(1) 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価し、項目ごとの各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。

(2) 委員会評価点合計結果が 60 点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を見積業者に選定する。ただし、項目ごとの評価点が各配点上限の 4 割に満たない場合は不採用とする。

合計得点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。

(別添)

令和元年度 I T ウィンターフォーラム企画・運営事業 プロポーザル審査基準表

審査項目	審査内容 (要求内容)	配点
1 現状把握	信州 I T バレー構想の目的及び内容について正しく把握していること	10
2 知識量	国内外の I T 産業に関する状況やトレンドについての理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れていること	10
3 実施内容	フォーラムの実施内容が I T 産業の地域との関わりを見据えたものであり、目的に照らして的確で、発信効果が期待できること	30
4 実施体制	スタッフの配置計画、業務スケジュールが適切かつ効果的であり、構想の内容や有識者の意見を反映する内容となっていること	20
5 履行の確実性	履行実績などから、業務運営を円滑に行うことができる経験と実績を有していること	20
6 費用の妥当性	提案内容に対して、適切な経費が見積もられていること	10
合 計		100

審査は、別添審査票を用いて 5 段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、さほど評価できないものは「可」、また特別に優れていると判断できるものは「優」、また特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次のとおりとする。

1 現状把握	10 点満点	優が 10 点、良が 8 点、普通が 6 点、可が 4 点、不可が 0 点
2 知識量	10 点満点	優が 10 点、良が 8 点、普通が 6 点、可が 4 点、不可が 0 点
3 実施内容	30 点満点	優が 30 点、良が 24 点、普通が 18 点、可が 12 点、不可が 0 点
4 実施体制	20 点満点	優が 20 点、良が 16 点、普通が 12 点、可が 8 点、不可が 0 点
5 履行の確実性	20 点満点	優が 20 点、良が 16 点、普通が 12 点、可が 8 点、不可が 0 点
6 費用の妥当性	10 点満点	優が 10 点、良が 8 点、普通が 6 点、可が 4 点、不可が 0 点